

死亡届

死亡届は、人の権利能力の終期を登録する意義を有する届出です。

死亡により、相続が開始し、婚姻の解消その他身分法、財産法上重大な影響を及ぼします。そして、死亡の日時分により、ご家族など残された関係者の利害に重大な差異をもたらしますので、死亡の事実が発生した場合には、迅速かつ的確にその個人を戸籍から除き、その事実を公証することが必要です。

なお、死亡届は死亡者が日本国籍を有する場合に届け出る者です。しかし、日本国籍を有さない配偶者が死亡した場合においても、配偶者死亡を原因とした婚姻解消事項を戸籍に記載する必要がありますので、その際は「婚姻解消事由（死亡事項）の記載方に関する申出書」を提出して下さい。

○届出期間

外国で死亡があった際には、届出義務者が「死亡の事実を知った日」から三ヶ月以内に届出をしなければなりません。この届出期間の起算点は、「死亡の事実を知った日」であり、「死亡の事実発生の日（死亡日）」ではありません。

○届出人

届出義務者は、第1順位として「同居家族」、第2順位として「その他同居者」、第3順位として「家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人」、「同居していない親族」が届出義務者となっていますが、この順位は相対的なものであり、この順位に関係なく届出を出すことができます。

○届出人の本人確認ができる公文書（旅券等）

何らかの事情で、死亡した人の戸籍で届出人としての資格が確認できない親族が「親族」の資格で届出をする場合には、親族関係を確認する必要があるため出生証明書等を提出いただくことがあります。

○必要書類

① 死亡届	2 通	*戸籍法施行規則により、届出書のサイズは A3と定められています。
② 死亡証明書	原本 2 通	死亡証明書には、死亡時間の記載があるものがが必要です。
③ 死亡証明書の抄訳文	2 通	当館備え付けの様式をご利用ください。

④ 遅延理由書	2 通	3 ヶ月以上経過しての届出
⑤ 死亡者の日本国旅券		日本旅券及び永住者の場合は永住権
⑥ 届出人の日本国旅券及び滞在資格		

死亡した日本人の遺体又は遺骨を日本に移送し、日本で火葬又は埋葬（遺骨を含む）を行うためには、本籍地の自治体から火葬許可又は埋葬許可を得る必要があります。

これらの許可は、本籍地の自治体で死亡届が受理されていることが条件となっているため、在外公館で受付した場合は、当該死亡届が本籍地の自治体に到着するのを待って許可されることとなっていますのでご注意ください。

在外公館で死亡届を提出すると、当該届書が本籍地の自治体に到着するまでにおおよそ 1 ヶ月ほどかかるため、それまでに日本にて火葬又は埋葬をお考えの方は、死亡証明書（原本）と抄訳文をご持参になり、日本の本籍地役場で直接死亡届を提出することをおすすめいたします。